一般教育訓練明示書

講座の名称	大学院看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程							
実 施 方 法	通学 (昼間 ・ 夜間 ・ 土)							
指定講座番号	0 1 2 0	1	9	9	- 1 4	1 0	0 3	2 - 4
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金求 講座の指定期間	対象 過去一年の講座実績		į	入講者数 修了者数 5人 0人			0人
平成24年4月1日	令和5年3月31E			(令和3年度実績) (令和3年			年度実績)	
訓練期間	36ヶ月			総訓練時間			390時間	
1. 教育訓練目標								
①取得目標とする資格の名称、目標レベル				博士(看護学)				
②①に係る資格・試験等(の実施機関名称		札幌市立大学大学院					
③当該資格等を取得するための要件または受験資格 等				・修士の学位もしくは専門職学位を有する者。 ・本学大学院における個別の入学資格審査により修士の学位も しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めら れた者で24歳以上の者など。 ※詳細は募集要項を参照				
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・ 職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業 界と活用状況								
2. 教育訓練の内容	3							
教 科	(カリキュラム)				時間		使用教材	名
①博士後期連携科目					60時間	シラ	バスを参照	
様々な課題解決に向けた発展的な提案能力や組織にロジェクトリーダとしての力量を形成する。				プ				
②博士後期専門科目					90時間	シラ	バスを参照	
看護基礎理論を理解した上でさらに専門性を深化させ の発展に貢献する研究実践力を修得する。				ž				
③博士後期研究指導科目					240時間	シラ	バスを参照	
指導教員のもとで自立的に研究に取り組み、最終的になる博士論文を取りまとめる。			こ集大成	٢				
3. 受講者となるた	めの要件(この講座を	を受講	するため)[=	必要とされてい	る条件など)	1	
①受講するに当たって必	要な実務経験等	特にな	こなし					
②受講者が受講に最低限 技能・知識等の内容及び		査に。 〔学力	より総合は	的に	Eし、本課程で学ぶ上で必要な知識や能力を学力検 :判定している。 日容:英語(TOEICスコア)、面接(研究計画書に基づく ン、口頭試問を含む)〕			
③その他		なし						

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の	D実績及び目標達成の状況						
(1)資格取得状況							
① 前年度内の受講修	5了者数	ر 0					
② ①のうち目標資格	の受験者数	ر 0	受験率(②/①)	0.0	%		
③ ②のうち合格者数		0)	合格率(③/②)	0.0	%		
④ 上記②・③の回答:	者数						
(2)受講修了者による	講座の評価等		•				
① 回答者総数		0 人					
	1 正社員		人	(2) V : ‡;	· * * +		
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員		人	②A:就業者計			
業状況等	3 その他の就業(自営業等)		人				
	4 非就業		人	②B:非就業者計			
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資	格手当等)に役立つ	人]			
	2 配置転換等により希望の業績	外に従事できる	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそ れ以下)			
	3 社内外の評価が高まる		人				
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ		人				
でのの時圧の計画	5 趣味・教養に役立つ		人	1			
	6 その他の効果		人				
	7 特に効果はない		人				
	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそ れ以下)			
	2 希望の職種・業界で就職でき	₹ る	人				
④ 就業していない	3 より良い条件(賃金等)で就販	戦できる	人				
受講者による講座の評価	4 趣味・教養に役立つ		人				
	5 その他の効果		人				
	6 特に効果はない		人				
	1 受講中又は受講修了後3か	月以内に就職した	人		₩△₹		
⑤ 受講者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内に	記職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそ れ以下)			
況	3 受講修了後6~12か月以内	に就職した	人				
	4 就職していない		人				
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足		人	●の回答数合計 ※①と同数(又はそれ			
	2 おおむね満足	おむむね満足			くはそれ		
	3 どちらとも言えない	どちらとも言えない					
	4 やや不満		人				
	5 大いに不満	人					
	修了後の状況(就職等の状況、st E期間内でのキャリアアップ成果や			後の職務内容変	で化等の		
前年度内の受講修了			(0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
5. 教育訓練の受講(こよる効果の把握及び測定の方法	並びにそのレベルを受講れ	 皆に対して明らかにす	るための具体的	な方法		
1に掲げた教育訓練目 到達度の把握・測定方	標に対する技能・知識のレベル 法	履修科目についての試験 もに、研究活動の最終成身 おいて論文の水準や倫理	果物となる博士論文に	ついて、論文審	査会に		
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場	所、時期、期間·回数	該当なし					
6. 修了を認定するた	 とめの基準並びに修了を認定する。	 時期及びその方法					

博士後期課程に3年以上在学して所定の授業科目を履修し、14単位以上の単位を修得するとともに、必要な研究指導を受けた 上で、本学大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格する。 修了認定時期は、3月または9月とする。

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後	きにおける!	受講者に対する指導及び	が助言並びに支援の ・	方法 ————————————————————————————————————			
			学生一人ひとりを担当する研究指導教員を置き、履修指導や学生生活相談に応じる。指導教員は、マンツーマン体制で個々の学生に接し、適切な学修が進められるよう指導や助言を行う。				
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)			研究指導教員が学生の就職相談に応じるほか、キャリア支援室において、就職支援アドバイザーが求人の情報提供等を行う。				
8. その他の事項							
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名			立大学 (代表者名:理事長 中			(之)	
住 所 及 び 連 絡 先 札幌市南区芸術の森1			1丁目	TEL (TEL 011-592-2300		
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 札幌市立大学大学院			(施設長:学長 中島			之)	
住 所 及 び 連 絡 先 札幌市中央区北11条			西13丁目 TEL 011-726-2500				
給 付 制 度 担 当 部 署·者 事務局桑園事務室 教							
連 絡 先 TEL 011-726-2500)				
一般教育訓練経費	1. 一般	教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)			817,800	円	
支払い方法	(※割	料 (税込額) 引・還元措置を実施した・の差引き後の税込額と			222.222		
①一括払					282,000 535,800	<u>円</u> 円	
②分割払	(※害	料(税 込 額) 引・還元措置を実施した場合には の差引き後の税込額とすること。)		(うち、必須教材費	·	円)	
③両方可能	2. 一般		外となる経費(①		1,071,600円+5		
	1	副読本代(税込額)		5.	川途		
	2	実習等に伴う交通費·宿泊費(税込額) 施設維持費(税込額)			0	円	
	3				0	円	
	4	2年次・3年次受講料(税		1,071,600	円		
	5	その他(総合保障制度Will(傷害保険・賠償責任保険))			5	川途	
	3. 総額	〔(1+2)(税込額)			1,889,400円+5	削途	
	1						

〔特記事項〕

注)一般教育訓練給付金の対象となる経費は、入学料+1年次(1年目)の受講料に限られます。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な 入学料及び受講料・授業料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料·授業料には、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の 器材費等は含まれません。また、支給申請時点での未納の額も教育訓練経費に含 まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料・授業料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書の発行後、受講料・授業料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合 のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験 等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。